

1 節 宮古島の学校教育

学校教育では、変化の激しいこれからの社会を生きる子どものために、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、知・徳・体をバランスよく育てることが大切である。

教育基本法の改正及び学校教育法の改正で、教育の目的及び目標が明確に示された。

宮古島の学校教育においては、関係法令はもとより、沖縄県教育施策を踏まえるとともに、宮古教育事務所の管内教育行政の努力事項及び宮古島市総合計画並びに令和2年度施政方針との整合性を図りながら、宮古島市教育ビジョンに沿った教育行政全般にわたる進展が図られるよう努める。

1 学校教育の振興



2 施策

(1) 幼稚園教育の基本の重視

－ 教育環境の充実と生きる力の基礎の育成 －

幼稚園では、幼稚園教育要領第1章総則の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえて幼稚園生活を展開し、その中で資質・能力を一体的に育むことが重要である。

このため幼稚園においては、幼児期の特性や幼稚園教育の役割を十分に理解し、幼児期にふさわしい環境のもとで、幼児が様々な体験を通して生きる力の基礎を育むことができるようにすることが大切である。

① 幼児期にふさわしい生活の展開

ア 幼児一人一人が安定した園生活を送ることができるよう、教師相互の共通理解のもと、教師と幼児の信頼関係、幼児同士の好ましい人間関係づくりをする。

イ 幼児の生活は、興味や関心に基づいた直接的で具体的な体験からなり、幼稚園生活においても主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わうことができるようにする。

ウ 幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶことができるように適切な援助を行う。

② 遊びを通しての総合的な指導の展開

ア 幼児期における遊びは、周囲の環境に様々な意味を発見し様々な関わり方を発見するという性質があり、それ自体を目的にしているため、その遊びを中心とした幼稚園生活を展開する。

イ 遊びの中で幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、幼稚園教育のねらいが総合的に実現するように、遊びの展開に留意し適切な指導を行う。

③ 一人一人の発達の特徴に応じた指導の展開

ア 幼児一人一人の発達の特徴（見方、考え方、感じ方、関わりなど）と課題を理解し、その幼児らしさを損なわないように指導をすることを大切にする。

イ 幼児の具体的な要求や行動の背景にあるものを推し量り、幼児が真に求めていることに即して必要な経験が得られるように援助する。

ウ 教師の目の前に現れる幼児の姿は、教師との関わりの下、現れてきている姿との基本姿勢をもち、幼児一人一人に応じたより適切な関わりができるようにする。

④ 幼稚園教育を通じた資質・能力の育成

ア 生きる力の基礎となる資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を幼稚園の活動全体によって育むよう留意する。

イ 幼稚園修了時の具体的な姿である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して指導を行う。

【施策及び研修事業】

- ・幼稚園教諭研修会
- ・特別支援コーディネーター研修会
- ・学校(園)支援訪問
- ・保幼小連絡協議会
- ・保幼小合同研修会 等
- ・幼児連携体制推進事業

■関連資料■

◎ 『幼稚園教育課程編成のために』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎ 『幼稚園教育要領』	文部科学省	平成29年
◎ 『幼稚園教育要領解説』	文部科学省	平成29年

(2) 教育課程の効果的な推進

－ 生きる力の基礎を育むことを目指し、創意ある教育課程の編成及び実施 －

幼稚園では、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に応じた適切な教育課程を編成する必要がある。

そのために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や全体的な計画にも留意しながら教育課程を編成するとともに、カリキュラム・マネジメントに努めながら教育活動の質の向上を図っていくことが大切である。

① 適切な教育課程を編成する

ア 教育課程の編成に当たっては、法令や幼稚園教育要領に従い、全体的な計画にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて行う。

イ 幼児の心身の発達を十分に踏まえるとともに、各幼稚園や地域の実態に応じた、特色ある教育課程を編成する。

② 指導計画の作成と充実を図る

ア 教育課程の実施に当たっては、幼児一人一人の発達の段階にふさわしい生活が展開されるように、具体的な指導計画を作成して適切な指導が行われるようにする。

イ 教育活動全体を通して幼児期のキャリア教育の充実を図り、幼児一人一人が安心して自己発揮する中で、自分のよさに気づき、好きなことや得意なことを増やし、様々な活動に意欲と自信をもって取り組む姿勢を育むように指導計画を作成する。

ウ 障害のある幼児の指導にあたり、家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための個別の指導計画、個別の支援計画を作成する。

エ 幼児の発達や指導過程についての保育記録を充実させるとともに、指導方法の工夫改善及び指導計画の見直しを図る。

③ 教育課程の評価・改善を図る（カリキュラム・マネジメントの実施）

ア 園長の方針の下、幼稚園の実態に応じた重点目標の設定と教育課程の編成を行い、その重点目標を達成するために必要な取り組みや指標等を評価項目として、自己評価・学校関係者評価の実施・公表等を行う。

イ 全教職員の協力体制の下、教育課程に基づき教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを組織的かつ計画的に実施しながら、それを学校評価に生かすことで保護者や地域の幼児期の教育に関する理解が深まるようにする。

④ 全体的な計画の作成

ア 各幼稚園において編成された教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画や学校保健計画等を関連させた全体的な計画を作成し、1日の幼稚園生活を見通した教育活動が展開できるようにする。

【施策及び研修事業】

・教育課程編成書の作成 ・教育計画の作成 ・アプローチカリキュラムの作成 等

(3) 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

－ 「沖縄型幼児教育」の推進に向けた連携体制の構築 －

幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が展開できるよう、幼稚園と小学校とが連携し、意見交換や合同研修等の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有しながら教育課程を編成するなど、幼稚園教育と小学校教育が円滑に接続できるようにすることが求められている。

本県においては、公立幼稚園が公立小学校に併設されてきた歴史的経緯の下「発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続」を行うことを目的に「沖縄型幼児教育」が展開されてきた。その特長を生かし、今後も引き続き連携の充実を図ることが重要である。

① 接続のカリキュラムによる小学校教育との円滑な接続

- ア 幼稚園教育において育まれた資質・能力（「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）は、小学校以降の生活や学習の基盤となることに留意しながら、就学前までの幼児期にふさわしい教育を展開する。
- イ 小学校における生活科を中心としたスタートカリキュラムを編成・実施することなどを通じて、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続が図られることに留意する。
- ウ 幼稚園、保育所、認定こども園間の互いの教育に対する理解を深めるために、保育参観や教育活動の交流、合同研修会などの様々な取り組みを推進する。

② 沖縄型幼児教育の推進を図る

- ア 公立幼稚園が結節点となり、私立幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前教育施設間の連携を図るとともに、小学校との連携体制を構築し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続をめざす「沖縄型幼児教育」を推進する。
- イ 発達段階に応じた教育・保育内容やそれぞれの施設が持つ役割などを共通理解し、発達の連続性を確保し、質の高い幼児期の教育・保育の保障を図る。
- ウ 保幼小連絡協議会を設置し、保幼小合同研修会や幼児・児童の交流活動等を通して互いの教育に対する理解を深め、接続のカリキュラムや保幼小連携年間計画を作成する。
- エ 幼児はすべての就学前施設を経て小学校へ入学することから、本市においては教育委員会と福祉部局が積極的に連携し、沖縄型幼児教育を推進することが大切である。その際、幼小接続アドバイザー配置や連絡協議会の設置など、関係機関の連携を推進することが必要である

【施策及び研修事業】

- ・ 幼児教育連携体制推進研修会(県)
- ・ 保幼小連絡協議会(市) 等

■関連資料・施策■

- | | | |
|--------------------------------------|----------|----------|
| ◎ 『黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）』 | 沖縄県教育委員会 | 令和2年 |
| ◎ 『幼稚園教育要領』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎ 『沖縄型幼児教育推進事業』 | 沖縄県教育委員会 | 平成28～30年 |
| ◎ 『学びの基礎力育成事業』 | 沖縄県教育委員会 | 平成25～27年 |

(4) 園内研修の充実

－ 実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施 －

幼稚園教育においては、教師一人一人が幼児理解を深め、幼児の個性を重視し、幼児のよさや可能性に着目した幼児主体の教育の充実に努めることが大切である。

このため幼稚園においては、研修体制を確立するとともに、教師の実践的指導力などの専門性を高め、保護者や地域社会に信頼される幼稚園づくりの推進を図ることが重要である。

① 研修体制の充実を図る

- ア 園長、副園長等がリーダーシップを発揮し、計画的・組織的な研修体制を確立する。
- イ 教育課程研究協議会や各種研修会等の研修成果を園内研修で共通理解するとともに、実践を共有化する。
- ウ 障害のある幼児の支援に当たっては、ニーズに応じた適切な対応について家庭及び関係機関と連携しながら、正しい理解と必要な支援を図るための研修を工夫する。
- エ 単学級や少人数の幼稚園においては、近隣の幼稚園との合同研修等を行う。

② 実践的な研修の充実を図る

- ア 保育実践においては、保育記録を基に教師間で日常的な情報交換を行うとともに、保育カンファレンス等を通して幼児理解を深める。
- イ 幼児を理解するためには、教師のかかわり方にも目を向けることが重要であり、日々の保育反省と評価を行う。
- ウ 実践事例研究や保育実践記録（ドキュメンテーション、エピソード記録等）を活用するなど効果的な研修となるよう研修内容を工夫する。
- エ 指導主事や外部講師等を招聘した研究保育等を積極的に行い、教師の資質向上に努める。

③ 幼児理解に基づいた評価の実施

- ア 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、比較や一定の基準に対する達成度等の評定で捉えるものではないことに留意しながら、一人一人のよさや可能性などを把握するとともに、今後の指導の改善に生かすことをようにする。
- イ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、幼稚園幼児要録を通して次年度または小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにする。

【施策及び研修事業】

- ・ 幼稚園教育課程研究協議会 ・ 保幼小連絡協議会(市) 等

■ 関連資料 ■

◎ 『幼稚園教育課程編成のために』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎ 『幼稚園教育要領』	文部科学省	平成29年
◎ 『幼稚園教育要領解説』	文部科学省	平成29年

(5) 子育ての支援体制の充実

－ 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進 －

幼児が健康・安全で豊かな生活をしていくためには、家庭や地域との連携を図り、健全な心身の基礎を培うことが大切である。

このため、幼稚園の運営に当たっては子育ての支援のために保護者や地域の人々に施設等を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮することや、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取り組みを進めるなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことが求められている。

① 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の計画作成

- ア 「教育課程に係る教育時間終了後に希望するものを対象に行う教育活動」については、教育課程に基づく活動を考慮しながら、幼児期にふさわしい無理のないものとし、教育課程に基づく活動を担当する教師と密接な連携を図る。
- イ 地域の実情や保護者の事情とともに、幼児の生活リズムを踏まえつつ、実施日数や時間などについて弾力的な運用を考慮する。
- ウ 幼児の生活全体が豊かなものとなるように、家庭や地域における幼児期の教育の支援に努め教育行政及び保護者との緊密な連携を図る。

② 地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る

- ア 幼稚園が地域における「幼児期の教育の結節点」として、こども園・保育所等との連携、小学校との幼小接続等、その役割を果たすよう、体制整備をするとともに、関係機関と連携しながら地域の実情に応じた子育て支援を行う。
- イ 幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人材を積極的に活用する。
- ウ 保護者をはじめ、地域の人々も利用できる場を提供するとともに、地域の実情に応じて子育て講座や子育て相談の実施等、幼児教育に関するネットワークづくりを推進し、家庭や地域と連携した取り組みを進める。
- エ 身近な地域への親しみや興味・関心を高めるため、地域の行事や伝統芸能、文化財等、文化的活動への関わらせ方を工夫するとともに、伝承遊びなどの活動を推進する。

【施策及び研修事業】

- ・教育計画の作成
- ・幼児教育政策プログラムの策定の計画(福祉部と調整) 等

■ 関連資料 ■

- | | | |
|--------------------------------------|----------|-------|
| ◎ 『黄金っ子応援プラン（第2期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）』 | 沖縄県 | 令和2年 |
| ◎ 『幼稚園教育課程編成のために』 | 沖縄県教育委員会 | 平成30年 |
| ◎ 『幼稚園教育要領』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎ 『幼稚園教育要領解説』 | 文部科学省 | 平成29年 |

(1) 教育課程の効果的な推進【小・中学校】

－ 生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施 －

小・中学校教育は義務教育であり、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ため、全国どこにおいても同水準の教育を確保することが求められる。このため、小・中学校で編成、実施する教育課程は、教育課程に関する法令に従いながら、学校教育の目的や目標を達成するため、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程を責任をもって効果的に推進する必要がある。

① 教育課程編成の原則を踏まえる

- ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、学校教育全体として調和のとれた教育課程を編成し実施するとともに、各教科等の年間授業時数の実質的な確保（標準時数以上）に努める。
- イ 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力が育まれるような教育の充実に努める。
- ウ 主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。
 - 各教科等において、体験的な学習や問題解決的な学習の充実に努める。
 - 指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を一層充実する。
- エ 児童生徒の発達の段階を考慮して、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努める。
- オ 「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標や教育内容を学校と地域が共有し、連携・協働して学校運営の充実に努める。
- カ 教育課程に基づき、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るため、全校体制で各学校の特色を活かしたカリキュラム・マネジメントに努める。

② 教育課程編成・実施に係る指導計画（学校経営計画書・各教科等年間指導計画）の充実に努める

- ア 学校教育目標及び年度重点目標の実現に努める。
 - 年度重点目標は、学校評価による自校の成果や課題及び対応策を勘案しながら設定する。
 - 学校経営計画書における各領域の計画は、学習指導要領の目標、内容に基づき作成し、あわせて校長の経営方針や経営の重点と関連させる。
- イ 教育課程の「量」と「質」の確保に努める。
 - 各教科等の授業時数は、学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施するために標準授業時数以上を年間35週以上にわたって行うよう計画し、指導に必要な時間を確保する。
 - 各教科等年間指導計画は、学年ごとあるいは学級ごとに「指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、学習評価等」を定め作成し、諸調査結果を生かすとともに計画に沿った指導の展開を図る。
 - 週案を活用して適切な授業等の運営、管理に努める。

③ 教育課程の評価・改善の充実に努める

- ア 教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を実施し、常に教育課程の改善と充実に努める。
- イ 学校経営計画書や各教科等年間指導計画の見直しを計画的に行い、学習指導要領の趣旨に沿った量、質ともに充実した教育活動ができるよう努める。
- ウ 学校評価に組織的に取り組み、学校の説明責任を果たすと同時に、学校評価の結果を通して指導方法等の改善を図り、学校教育の質の向上に努める。

【施策及び研修事業】

- ・教育課程編成書の作成
- ・教育計画の作成
- ・年間指導計画の作成
- 等

■ 関連資料 ■

◎ 『小学校・中学校教育課程編成のポイント』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎ 『学習指導要領解説（総則・各教科等編）』	文部科学省	平成29年
◎ 『学校評価ガイドライン〔平成28年度改訂版〕』	文部科学省	平成28年
◎ 『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』	国立教育政策研究所	平成23年

(2) 学習指導の工夫・改善・充実【小・中学校】

－ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制や指導方法の確立 －

学校においては、児童生徒一人一人の実態等を踏まえて、個に応じた指導体制や指導方法、評価方法の工夫・改善を図り、『学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ』や『「問い」が生まれる授業サポートガイド』を活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制や指導方法の確立に努める必要がある。

① 指導体制の改善・充実を図る

- ア 「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、教師一人一人の教材理解と児童生徒の実態に応じた効果的な指導方法について日常的な研修が必要となる。そのためには、教師が主体的に研究や研修に参画し、授業力の向上を図るとともに研修成果の共有化と波及させることのできる研修システムを構築する。
- イ 校内研究の充実を図るため、指導案の作成や授業研究等を学年会、教科部会及び学校全体で行い、日常的に授業づくり等について広く意見交換を行うなど、より効果的な指導が行える体制を構築する。
- ウ 授業改善の支援に当たっては、校長、教頭が授業を観察して、助言を行ったり、教科指導に優れた教師、経験豊かな教師が他の学級に協力する等、OJTによる多様な支援の工夫を行う。
- エ 指導の効果性を高めるため、外部の専門家等の地域教育資源を活用し、授業への参加・協力を得ることなどの工夫を行う。

② 指導方法の改善・充実を図る

- ア 『学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ』や『「問い」が生まれる授業サポートガイド』を活用して、日頃の授業を見直し、授業改善を図る。
- イ 児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、活用する力を育成するために、授業と連動させた宿題の与え方等を工夫するなど、児童生徒の主体的な態度を育成する。
- ウ 児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育む観点から、各教科等を通して「言語活動の充実」を図る。
- エ 予想や見通しを立てたり、実際に確かめたり、比較・分類したり、考察したりするなどの問題解決的な学習や、表現したり、活動を振り返ったりするなどの学習活動を工夫する。
- オ キャリア教育の視点を踏まえて、学校、家庭、社会との連携を円滑にし、夢や目標を持たせる取組みを行い、児童生徒に「学ぶ意義」を実感させ、主体性の育成を図る。

③ 指導と評価の一体化を図る

- ア 観点別評価規準を明確にした上で、評価方法や評価時期を工夫した単元指導計画を作成し、指導と評価の一体化（指導→評価→指導）による授業改善に取り組む。
- イ 目標に準拠した評価及び個人内評価を充実させるため、評価資料や評価場面を適切に設定し客観的な評価に努めるとともに、児童生徒の進歩の状況を認め・励ます等の自己評価・個人内評価を適切に取り入れる。
- ウ 学習評価について理解を図るため、保護者や児童生徒に向けて、年度や学期の始め等に説明する機会を設ける。

【施策及び研修事業】

- ・学校支援訪問
- ・主事要請訪問
- ・校長研修会
- ・教諭等経年研修会
- ・学力向上推進担当者研修会等

■関連資料■

◎『学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡ』	沖縄県教育委員会	令和2年
◎『「問い」が生まれる授業サポートガイド』	沖縄県教育委員会	平成31年
◎『沖縄県学力到達度調査分析・考察』	沖縄県教育委員会	毎年
◎『全国学力・学習状況調査解説資料』等	国立教育政策研究所	毎年

(3) 道徳教育の充実【小・中学校】

一 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む 一

児童生徒一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。

このため、学校における道徳教育は、道徳性を養う道徳教育を、特別の教科である道徳（道徳科）を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行うことに留意する。

① 道徳教育の指導体制と全体計画作成を通じて道徳教育の実践を図る

- ア 校長は道徳教育の改善・充実を視野におきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明確にすること。また、校長の明確な方針と道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を発揮し協力して展開できる指導体制を整えるよう努める。
- イ 学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画（別葉を含む）を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開する。
- ウ 各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道徳性が養われることを考え、見通しを持って指導すること。その際、道徳教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動、学習態度に配慮すること。
- エ 各教科等における道徳教育については、それぞれの特質に応じて適切に指導すること。

② 指導内容の重点化を図る

- ア 学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努める。
- イ 小学校においては、自立心や自律性、生命を尊重する心や思いやりの心を育てることなど、各学年を通じて留意する。
中学校においては、小学校における指導内容を発展させながら、自らの弱さを克服して気高く生きようとする心、法やきまりの意義理解、社会参画への意欲、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、国際理解等を身に付けさせるよう努める。
- ウ 各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては、次の事項に留意する
 - 1、2学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守る。
 - 3、4学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守る。
 - 5、6学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重する。

③ 豊かな体験活動の充実といじめの防止を図る

- ア 学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培う。
- イ 道徳教育の指導や体験活動を日常生活にも生かされるようにし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童生徒が主体的に関わることができるようにしていく。

④ 家庭・地域社会との緊密な連携を図る

- ア 教師及び保護者の道徳教育に対する意識の高揚を図るため、道徳教育の実情を説明したり、児童生徒のよさや成長などを知らせる情報交換会を定例化したり、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定する。また、学校評議員制度などを活用することも考えられる。
- イ 家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努める。
- ウ 地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。

【施策及び研修事業】

- ・道徳の授業における校内研修の充実
- ・道徳研究指定校の実践
- ・体験的行事活動の推進等

■関連資料■

- | | | | |
|-------------------|------------------|-------|-------|
| ◎『小学校学習指導要領解説総則編』 | 『中学校学習指導要領解説総則編』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎『小学校学習指導要領解説道徳編』 | 『中学校学習指導要領解説道徳編』 | 文部科学省 | 平成29年 |

(4) 健やかな心と体を育む教育の充実【小・中学校】

一 心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上 一

健康に関する指導については、生涯を通じて自らの健康をコントロールし、保持増進していく資質や能力を育成するため、保健、安全及び食に関する指導を教育活動全体を通じて行う必要がある。

また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導の工夫・改善を図る必要がある。併せて、運動部活動の活性化や適正化を促進し、発達の段階に応じた基礎的な体力の向上に努めることが重要である。

① 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る

- ア 児童生徒の健康課題を解決するために、保健主事を中核として、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者及び専門機関と十分な連携のもと、学校保健委員会を年3回（計画立案、中間評価、まとめ）開催し、組織的・計画的に取り組む。
- イ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導においては、児童生徒の発達の段階や学校・地域社会の実態を考慮し、学校教育活動全体を通じた特設授業や関連教科等における指導の工夫・改善を図る。
- ウ 心身の健康について関心を持ち、課題解決できる児童生徒を育成するために、保健室の機能及び保健室経営を充実させるとともに、学校教育活動全体を通じた健康教育の工夫・改善を図る。また、健康な生活習慣を形成するため、担任や養護教諭、学校医等が連携を図り、家庭・地域社会と一体となった支援体制の充実に向けた取組を行う。
- エ 児童生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、校内の連携はもとより、関係機関等とも連携を図るコーディネーター的役割に努める。
- オ 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動については、学校の教職員がそれぞれの職務の特殊性を生かし、学校保健計画や校務分掌により役割を明確にし「学校環境衛生基準」に基づき、組織的・計画的に取り組む。

② 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る

- ア 学習指導要領の趣旨や体系化・明確化された指導内容、学習評価の観点、留意点等について全職員で共通理解を図る。
- イ 小学校6ヵ年、中学校3ヵ年及び小中9ヵ年を見通した年間指導計画の作成及び指導と評価の一体化を推進し、妥当性と信頼性を確保する評価計画（評価規準）を作成する。
- ウ 本県の伝統文化である空手道、郷土の踊り等を教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、指導者の育成及び外部指導者の活用に努める。
- エ 保健分野においては、保健の思考力・判断力・表現力等の育成を目指して、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導法の工夫に努める。
- オ 校内体力向上推進委員会等を設置して、新体力テスト及び泳力調査を計画的に実施・分析し各学校や個に応じた数値目標や体力的課題等を明確にして、体力向上のための「一校一運動」を展開するなど、学校の教育活動全体を通じて体力・泳力の向上に努める。
- カ 中学校における運動部活動は、生徒が参加しやすい実施形態などを工夫するとともに、入部促進期間を複数回設定するなど、加入率の向上に努める。また、休養日や練習時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。
小学校における運動・スポーツ活動（スポーツ少年団等）は、社会体育活動として位置付けられており、児童の健やかな成長や発達を阻害することがないよう指導者との連携を密に行い学校経営方針に沿った適切な活動の推進に努める。

【施策及び研修事業】

- ・選手派遣費の補助 ・新体力テスト、泳力調査の実施 ・小、中体連への補助 ・研究指定校(保健スポーツ：北小)
- ・部活動、スポーツ少年団等の指針及び担当者研修会 ・小学校体育科指導コーディネーター活用事業等

■関連資料■

◎『平成30年度児童生徒の体力・運動能力・泳力調査報告書』	沖縄県教育委員会	平成31年
◎『運動部活動等の在り方に関する方針』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』	スポーツ庁	平成30年
◎『学校環境衛生管理マニュアル』〔平成30年度改訂版〕	文部科学省	平成30年
◎『平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書』	スポーツ庁	平成30年
◎『小・中学校学習指導要領解説体育編』	文部科学省	平成29年
◎『「生きる力」を育む小・中学校保健教育の手引き』	文部科学省	平成26年
◎『運動部活動での指導のガイドライン』	文部科学省	平成25年
◎『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料』	日本学校保健会	平成23年
◎『学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン』	文部科学省	平成20年

(5) 生徒指導の充実【小・中学校】

一 信頼関係を基盤とした生徒指導の充実 一

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質・能力や態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・能力を形成していく過程を支援していく働きかけであり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

そのためには、校長をリーダーとし、全ての教育活動において日頃から学級経営の充実を図り、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒理解を深め、児童生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう生徒指導の充実を図る必要がある。

① 児童生徒個々への対応の充実を図る

- ア 児童生徒間、児童生徒と教師間の共感的人間関係を築くとともに、児童生徒理解に努める。
- イ 自他を認め、思いやり、協働し、自主性・自律性を含む自己指導能力の育成に努める。
- ウ 対話と活動を重視し、ぶれず、見捨てず、関わり続けることを念頭に、将来を見据えた粘り強い段階的指導・支援を行う。

② 学校全体としての取組の充実を図る

- ア 「チームとしての学校」の視点から生徒指導部会等、校内組織を基盤とした教職員の連携の充実を努める。
 - 教職員の生徒指導観が統一され、共通実践に努める。
 - 日常的に報告・連絡・相談の情報連携・行動連携・役割連携に努める。
 - 安全・安心な魅力ある学校、学級づくりに努める。
- イ 主体的・対話的な学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実を努める。
- ウ 生徒指導の三つのポイントを生かした授業の充実を努める。
 - 自己存在感を与える。
 - 共感的な人間関係を育てる。
 - 自己決定の場や機会を与える。
- エ 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実を努める。
- オ 定期的、かつ状況に応じたアンケート調査等、教育相談の実施等、いじめの未然防止や早期発見、早期対応・支援に向けた教育の充実を努める。（「学校いじめ防止基本方針」の実施及び評価と点検後の見直し）
- カ 非行防止教室の開催等、関係機関と連携し、事件・事故の未然防止及び虐待等の早期発見・市（児童家庭課）や児童相談所等への通告・関係機関への協力・防止に向けた教育に努める。
- キ 各種相談員等の効果的活用・連携及び支援チームの結成、ケース会議の開催等、児童生徒の状況に応じた対応の充実を努める。

③ 家庭・地域社会、関係機関・団体との連携の強化を図る

- ア 保護者との信頼関係を築き、共通した課題意識を基盤とした指導・支援の充実を努める。
- イ 中学校区生徒指導連絡会や家庭教育支援会議等を機能化し、家庭や地域、関係機関・団体等との情報連携、行動連携を充実させ、生徒指導上の諸問題への対応の充実を努める。
- ウ 市町村教育委員会及び社会教育関係団体等と連携し、児童生徒のよさを伸ばし、心の拠り所となるような「居場所づくり、活躍の場づくり」のための指導・支援体制の確立に努める。

【施策及び研修事業】

- ・ 小中生徒指導主任研修会
- ・ 教育相談に係る学校訪問
- ・ 教育相談室相談事業の推進
- ・ 市適応指導教室、サポート教室の活用
- ・ 関係機関団体との連携
- ・ 臨床心理士の活用
- ・ 問題行動等学習支援配置事業の推進
- ・ SSW、特別支援教育支援員の配置
- 等

■ 関連資料 ■

◎不登校児童生徒への支援の手引き	沖縄県教育委員会	令和2年
◎『いじめ対策に係る事例集』	文部科学省	平成30年
◎『沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）』	文部科学省	平成28年
◎『生徒指導リーフシリーズ』、『生徒指導リーフ増刊号』	国立教育政策研究所	平成24年～
◎『生徒指導支援資料1～6』（いじめ関係資料）	国立教育政策研究所	平成21年～
◎『生徒指導提要』	文部科学省	平成22年
◎『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』	文部科学省	毎年度実施

(6) キャリア教育の充実【小・中学校】

－ 社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進 －

学校教育においては、児童生徒に夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図ることが求められている。

このため、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒のキャリア発達を促す取組を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努める必要がある。

① キャリア教育に関わる資質・能力の育成

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」に示す4つの能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）を統合的に捉えると以下の3つの資質・能力に整理することができる。キャリア教育を通してこれらの資質・能力の育成に努める。

ア 知識・技能

○学ぶこと・働くことの意義の理解

○問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりするための方法に関する理解と、そのために必要な技能

○自分自身の個性や適性等に関する理解と、自らの思考や感情を律するために必要な技能

イ 思考力・判断力・表現力等

○問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりすることができる力

○自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」をもとに、自分と社会との関係を考え、主体的にキャリアを形成していくことができる力

ウ 学びに向かう力・人間性等

○キャリア形成の方向性と関連づけながら今後の成長のために学びに向かう力

○問題を発見し、それを解決しようとする態度

○自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働しながら、よりよい人生や社会を構築していくとする態度

② 教育活動全体を通じたキャリア教育の取り組みの充実

ア 特別活動を要としたキャリア教育

各学校は、特別活動の学習活動を要としつつ、各教科・各科目の特質に応じてキャリア教育の充実を図る。

イ 4つの能力を踏まえた年間学習指導計画の作成

各学校は、児童生徒に身に付けさせたい「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の視点を踏まえた、各教科等の年間学習指導計画を作成し実践する。

ウ 小中高12年間の学びの履歴をつなぐ取り組みの充実

各小中高等学校は、児童生徒一人一人が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるように、学びのプロセスを記述し、自己評価を行う。「キャリア・パスポート」などを活用し12年間の学びの履歴をつなぐ。

エ 望ましい勤労観・職業観を育む職場体験活動の取り組みの充実

○職場体験活動は、体験を重視した教育の改善・充実を図る取り組みの一環としての役割を担うものであり、日々の学習活動と社会とを関連付けた職場体験活動等を推進する。

○小学校においては職場見学、中学校においては5日程度の職場体験を実施する。

【施策及び研修事業】

・職場見学、職場体験学習の促進 ・総合的学習支援補助金の支援 ・キャリア教育関連研修会等

■ 関連資料 ■

◎沖縄県キャリア教育の基本方針

沖縄県教育委員会 令和2年

◎『「キャリア教育」資料集 一文部科学省・国立教育政策研究所 研究・報告書・手引編』

国立教育政策研究所生徒指導・研究センター 平成30年

◎教育課程部会教育課程企画特別部会 資料 文部科学省 平成28年

◎学習指導要領小・中学校解説

文部科学省 平成29年

◎『産学官地域連携キャリア教育実践者ハンドブック』

沖縄県商工労働部 平成28年

(7) 特別活動の充実【小・中学校】

一 自ら学び考え、自らを律しつつ他者と協調できる豊かな人間性・社会性の育成 一

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

また、特別活動の特質、教育課程全体において特別活動が果たすべき役割などを勘案して「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つの視点を重視する。この視点は、特別活動において育成を目指す資質・能力における重要な要素であり、資質・能力を育成する学習過程においても重要な意味をもつ。

① 特別活動で育成を目指す資質・能力

- ア 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- イ 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ウ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方（人間としての生き方）についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

② 特別活動の各内容の指導の充実

- ア 学級活動…学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。
- イ 児童会・生徒会活動…異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的・実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。
- ウ 学校行事…全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。
- エ クラブ活動〔小学校〕…異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力の育成を目指す。

③ 特別活動全体計画作成に当たっての配慮事項

- ア 学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事とを関連付けながら、個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図る。その際、いじめ未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにする。
- イ 特別活動をキャリア教育の要として、これまでの活動を振り返るとともに、これからの学びや生き方を見通しながら、児童生徒が個人の目標について意思決定し、その実現に向けて実践できるようにする。
- ウ 学校の創意工夫を生かし、各学校における特別活動の役割などを明確にして重点目標を設定したり、各活動・学校行事の内容を示したりするなど、教育課程における位置付けを明確にする。
- エ 特別活動に充てる授業時数や目標、設置する委員会等の校内組織（校務分掌）や実施する学校行事等を明らかにする。
- オ 〔小学校〕地域や学校、児童の実態等を踏まえ、学校としての基本的な指導構想を明確にしそれに即した創意ある計画を立てる。
〔中学校〕生徒や地域の実態を十分に把握するとともに、生徒の発達の段階や特性等を生かすようにし、教師の適切な指導の下に、生徒の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成する。

【施策及び研修事業】

- ・選手派遣補助
- ・修学旅行、宿泊学習等への補助
- ・特別活動研修会等
- ・教師力アップライフスキル教育プログラム研修会 等

■ 関連資料

- ◎『みんなでよりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）』国立教育政策研究所平成30年
- ◎『小学校学習指導要領解説特別活動編』文部科学省 平成29年
- ◎『中学校学習指導要領解説特別活動編』文部科学省 平成29年
- ◎『学級・学校文化を創る 特別活動〔中学校編〕』国立教育政策研究所平成28年

(8) 特別支援教育の充実【小・中学校】

－ 個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援 －

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものである。

このため、学校においては、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの位置付け等の支援体制を整備し、教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮を基に全教職員が一体となった組織的な取組を推進する必要がある。

① 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- ア 校長のリーダーシップのもと、学校経営計画に特別支援教育についての基本的な考え方や基本方針を示し全教職員が協力し、組織的、計画的に推進する。
- イ 特別支援学級担当教員の適切な配置やその資質の向上を図る。
- ウ 校務運営組織に就学支援委員会等の特別支援教育に関する校内委員会を設置する。
- エ 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会等の機能化を図り、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の支援体制の充実に努める。
- オ 校内研修等を通して特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め、専門性の向上に努める。
- カ 特別支援学級の弾力的運用として、通常の学級に在籍する児童生徒が特別支援学級で支援が必要な場合校内委員会や保護者との相談等をもって対応できるよう校内の条件整備に努める。
- キ 特別支援教育支援員等の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に担任や学年職員などと連携を取り合い、児童生徒への支援が円滑に行われるようにする。
- ク 児童生徒個々の発達の段階（障害の状態や特性など）を的確に把握し、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法など、きめ細かな指導が行えるよう「個別の指導計画」を作成する。また、関係者（家庭、教育、医療、福祉等）による連携した教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成する。
※「個別の教育支援計画」を作成する際は、市町村の個人情報保護条例等に基づいて、適切な手続きを行うこと。

② 特別支援学級の教育課程の充実に図る

- ア 児童生徒の障害の状態に応じた自立活動の充実に図る。
- イ 教育課程編成に当たっては、小・中学校学習指導要領を踏まえ、必要に応じて特別支援学校の小学部・中学部学校学習指導要領を参考にする。

③ 交流及び共同学習の充実に図る

- ア 特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒の実態等を十分に考慮して、学校全体の教育計画に位置付けて推進する。
- イ 地域の人々と活動を共にする交流及び共同学習を推進する。

④ 就学支援体制の充実に図る

- ア 校長、教頭、校医、主幹教諭、教務主任、特別支援学級担任、学年主任、養護教諭等で組織する校内教育(就学)支援委員会の機能化に努める。
- イ 校内教育(就学)支援委員会は、就学支援や教育相談等を継続的に行うとともに、市町村教育支援委員会等と連携を取り合い、適切な対応に努める。
- ウ 障害のある幼児児童生徒及びその保護者を対象に特別支援教育を理解してもらうため、体験入学(学校・学級参観、教育活動への参加、就学相談等)を恒常的に実施できるような体制づくりを図り、就学支援の充実に努める。

⑤ 通級による指導の充実に図る

通常の学級担任と通級の指導担当者は、児童生徒の様子や変化について情報交換を行い、指導の充実に図る。

【施策及び研修事業】

- ・就学支援体制の確立 ・学校巡回訪問の実施 ・特別支援教育講演会 ・教育支援員の派遣
- ・特別支援学校への体験入学 ・宮古島市教育支援委員会 ・特別支援学級設置校間の交流
- ・特別支援教育担当者連絡会 ・小学校就学予定者就学支援申請保護者説明会

■関連資料■

- ◎『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備がトピック』文科学省(H29)
- ◎『教育支援資料』 文部科学省 平成25年
- ◎『「個別の教育支援計画」活用の手引き』 沖縄県教育委員会 平成21年
- ◎『特別支援教育支援員を活用するために』 沖縄県教育委員会 平成19年

(9) 食育の推進【小・中学校】

一 基本的な生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 一

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要である。

このことを踏まえ、学校においては学校教育活動全体を通じた食育の推進に努め、家庭や地域関係機関と連携し、児童生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

① 学校における食育推進体制の確立及び充実

- ア 栄養教諭等学校給食栄養管理者を中心に、学校の食に関する指導の全体計画及び発達段階に応じた各学年毎の食に関する指導の年間指導計画等を作成する。
- イ 児童生徒の発達段階に応じ、栄養や食事のとり方等について正しい知識を習得させ、自ら判断し実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに、農漁業体験等、食に関する豊かな体験活動の充実に努める。
- ウ 学級担任等と栄養教諭等学校給食栄養管理者とのTT授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実に努める。
- エ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について学校教育活動全体で推進するとともに、毎日朝食を食べる児童生徒の実態を把握し、食育の推進に努める。

② 学校給食の充実

栄養教諭等学校給食栄養管理者と学校との連携を通して、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供するとともに、教科と関連した献立作成や地域の地場産物の活用促進及び地域の伝統食・行事食を提供する等、学校給食の充実に努める。

③ 家庭・地域・関係機関との連携

- ア 家庭等における望ましい食習慣を確立するため「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校給食関係機関と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する情報の把握及び発信に努める。
- イ 家庭や地域における幼児児童生徒の基本的な生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り課題解決に努める。
- ウ 保護者、学校医等関係機関と連携し、食物アレルギー、健康課題などについて共通理解を図り課題解決に努める。

【施策及び研修事業】

- ・「食に関する指導の手引きの活用」
- ・食に関する指導の全体計画の作成
- ・副読本、学習教材の活用
- ・生活実態調査による分析と対応等

■関連資料■

◎『食に関する指導の手引き 第二次改訂版』	文部科学省	平成31年
◎『沖縄県食育推進計画～食育おきなわうまんちゅ(万人)プラン～	沖縄県	平成30年
◎『学校における食物アレルギー対応の手引き』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『第3次食育推進基本計画』	内閣府	平成28年
◎『学校給食における管理・指導の手引き』	沖縄県教育委員会	平成28年
◎『次世代の健康づくり副読本(教員用テキスト)』	沖縄県	平成27年
◎『食生活学習教材くわっちーさびら』	沖縄県	平成27年
◎『食生活学習教材(小：低・中・高学年用, 中学生用)』	文部科学省	平成24年

(10) 学校安全・防災教育の推進【小・中学校】

一 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 一

学校安全は、幼児児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を整えることをねらいとしている。

このことを踏まえ、学校においては沖縄県教育委員会が平成25年発刊の「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」（以下「危機管理マニュアル」という）等を効果的に活用し、学校における安全教育と適切な安全管理の充実を図り、安心安全な学校づくりの推進を図る必要がある。

① 学校安全の推進に関する計画の策定

- ア 学校保健安全法第3条第2項及び第27条の規定に基づき、「危機管理マニュアル」や「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省発行学校安全資料）を参考に、学校安全の推進に関する計画を策定する。
- イ 学校独自の学校安全の推進に関する計画に基づき、学校における安全教育と安全管理（安全点検表等による定期的・臨時的・日常的な安全点検の確実な実施）の徹底に努める。
- ウ 安全教育と安全管理を円滑に進めるために組織活動の充実と学校安全体制の構築に努める。
- エ 保護者及び地域・関係機関等と連携し、学校安全教育の充実を努める。

② 防犯教育の充実を図る

- ア 「危機管理マニュアル」を避難訓練や校内研修及び各教科等において効果的に活用し、防犯教育の充実を努める。
- イ 不審者侵入に対する避難訓練や防犯教室の取り組みを通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。
- ウ 不審者等の情報に対しては、地域巡回や不審者情報を発信し、注意喚起に努める。
- エ 通学路の安全点検を行い、危険箇所について地域安全マップの作成に努める。

③ 防災教育の充実を図る

- ア 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。
※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。（I：イメージ）
I-CAPD（何が起こる？－何が問題？－話し合い－対策－実行）サイクルによる実施計画を作成
- イ 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、避難訓練や校内研修等を通して防災教育の充実を図るとともに、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。
- ウ 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、PDCAマネジメントサイクルを活用し改善に努める。（検討委員のメンバーに保護者や地域の関係者等を加えることが望ましい。）

④ 交通安全教育の充実を図る

- ア 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、交通安全教室（自転車教室も含む）や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上を図るとともに、交通安全教育の充実を努める。
- イ 幼児児童生徒による地域安全マップの作成を通して、危険回避能力の育成に努める。
- ウ 通学路の安全点検を行い、各市町村教育委員会や関係機関（所轄警察署・道路管理者）と連携し、危険箇所の改善に努める。

⑤ 河川・海浜等における事故防止の充実を図る

- ア 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、水難事故防止教室や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上（AED操作等を含む心肺蘇生法などの応急手当）に努める。
- イ 河川・海浜等の危険箇所の点検を実施し、水難事故等の未然防止対策に努める。

【施策及び研修事業】

- ・危機管理マニュアルの作成と避難訓練の実施
- ・学校安全点検の実施
- ・防災教育の充実等

■関連資料■

◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成31年
◎『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』	文部科学省	平成30年
◎『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成25年
◎『生きる力を育む防災教育の展開』	文部科学省	平成25年
◎『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成24年
◎『学校防災マニュアル：作成の手引き』	文部科学省	平成24年
◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成22年

(11) 人権教育・平和教育の充実【小・中学校】

－ 生命の尊重を基盤に、世界の平和を希求する心を育む －

人権教育及び平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基盤に人権を尊重する心、思いやりの心や寛容、自立心、自己抑制力、共生心などの豊かな心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成及び次世代に継承することを目指して行うことが重要である。

このため、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育や平和教育を教育計画に位置付け学校の教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進する必要がある。

① 学校の教育活動全体を通じて平和教育の充実を図る

ア 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしなが、各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、人権教育月間や『慰霊の日』等に関する授業の充実を図るための平和教育月間等を位置づけ、人権教育及び平和教育を推進する。

イ 平和教育や人権教育を推進するに当たっては、児童生徒の発達段階を踏まえて判断力や社会的経験を配慮する。

② 人権教育の指導の工夫・改善を図る

ア 生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」（月1回）等の取り組みを充実させる。

イ 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し、ボランティア活動などの社会体験、高齢者や障害者等との交流などの体験活動の機会の充実に努める。

③ 平和教育の指導の工夫・改善を図る

ア 校長を中心として、全教職員が平和教育及び人権教育の指導に関する研修の機会を持ち、共通理解を図る。そのため、校内に推進組織を位置付けるなど全職員による指導体制の確立に努める。

イ 戦争体験者が高齢化し語り手が減少する中、学校では外部講師等に頼らない平和教育の指導力の向上も必要である。そのため、経年研修や校内研修等において平和教育を位置付け、研鑽を深める。

ウ 平和教育を充実させるため、学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた教材を開発するとともに、平和学習ポータルサイトを活用し、野外巡検や実地調査等の体験的な学習を行う。また、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り指導の充実に努める。

【施策及び研修事業】

- ・「慰霊の日」と関連した平和学習の実施
- ・宮古島市全戦没者追悼式及び平和祈念式典
- ・平和教育の充実に向けた地域人材の活用
- ・「人権を考えるの日」の設置(月1回)等

■ 関連資料 ■

◎ 「平和学習ポータルサイト」	沖縄県教育委員会	平成28年
◎ 『学校現場で使える資料館活用術10のスキル』	沖縄県平和祈念資料館	平成27年
◎ 『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～	文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議	平成20年
◎ 『信頼される教職員をめざして－人権ガイドブック－（改訂版）』	沖縄県教育委員会	平成19年

(12) 国際理解教育・外国語教育の推進【小・中学校】

－ 国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成 －

グローバル化が急速に進展する中で、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々と共に協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められている。

小・中学校においては、小学校段階からの国際理解教育の充実を図り、コミュニケーションの手段としての外国語（英語）に慣れ親しませ、外国語（英語）を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験させるなど、中学校外国語（英語）教育との円滑な接続と学びの連続性を踏まえたコミュニケーションを図る資質・能力を育成していく。

① 学校の教育活動全体を通じて国際理解教育の推進を図る

ア 各教科等の目標や内容との関連を踏まえた全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育に取り組む。

イ 国際理解教育においては、異なる考えや意見を受け入れるなど、相手を思いやる心の育成を重視し、それらを基盤とした取り組みを重視する。

ウ 特別活動や総合的な学習の時間等において、地域の外国人の活用及び米人学校との交流や JICA 沖縄国際センターによる国際理解事業等の活用により、自国や外国の文化に対する理解を深め、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度などを育成する。

② 小学校における外国語活動と外国語の充実を図る

ア 外国語活動や外国語科の授業は、学習指導要領や地域・学校および児童の実態を踏まえた年間指導計画を基に、学級担任や小学校英語専科指導教員、外国語活動担当教諭が行い、ネイティブスピーカーなどを活用したティームティーチング等、指導方法を工夫する。

イ 小学校高学年の教科としての外国語を充実させコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。

ウ 担任または小学校英語専科指導教員が中心となり外国語活動や外国語科の指導が展開できるように、指導方法の研究や教材作成等に係る校内研修を行う。

③ 中学校の外国語（英語）教育の充実を図る

ア 小学校外国語活動や外国語科の内容及び方法について理解するとともに、外国語の授業参観等を行うなど小学校との連携を図り、系統的な指導に生かす。

イ 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせる。

ウ 国際化社会における英語の重要性と必要性を理解させるとともに、具体的な目標を立てさせることや外国人との交流会等を積極的に実施するなど、学習意欲を高める指導を行う。

④ 帰国・外国人児童生徒教育の充実を図る

ア 帰国・外国人児童生徒一人一人の実態を十分把握し、当該児童生徒が自信や誇りを持ち、学校生活において自己実現が図られるよう組織的な支援・相談体制を整備する。

イ 帰国・外国人児童生徒の特性を生かし、相互に啓発し合える環境づくりを行う。

ウ 帰国・外国人児童生徒の生活背景、発達の段階などに応じた効果的な日本語指導や教科指導を工夫する。

【施策及び研修事業】

- ・日本人英語教師の配置
- ・中学校英語スキットコンテストの実施
- ・英語専科(小学校)、ALTの活用
- ・英語検定料金の補助

■ 関連資料 ■

◎『小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編』	文部科学省	平成29年
◎『中学校学習指導要領解説 外国語編』	文部科学省	平成29年
◎『評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料』 —中学校—	国立教育政策研究所	平成23年
◎『中学校学習指導要領解説外国語編』	文部科学省	平成20年

(13) 情報教育の充実【小・中学校】

－ 情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実 －

高度情報通信ネットワーク社会においては、児童生徒がコンピュータやインターネットを活用し情報化社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成と情報モラルに関する指導の充実が重要である。

このため学校においては、ICTの活用や情報モラルの指導のための校内研修を充実させ、児童生徒の情報を適切に活用する基礎的な能力等を系統的に育成する。また、学校と連携しICT環境整備を推進する。

① 学校教育全体を通じた情報教育の取組の充実を図る

- ア 情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、校内教育情報化推進委員会の機能化を図り、校内情報化推進計画の見直しなどICT環境整備を一層推進する。
- イ ICT活用指導力の向上を図るため、情報教育に係る校内研修を充実させる。
- ウ 情報モラル教育については、情報教育の年間指導計画に位置付け各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた指導計画を作成し、系統的、継続的に指導する。

② 指導内容や指導方法の取組の充実を図る

- ア 情報活用能力を育成するため、児童生徒に身に付けさせたい技能等の達成目標（発達の段階に応じた行動目標）を設定する。
- イ ICT機器を活用し、児童生徒の学習に対する関心・意欲を高めたり理解を深めたりするなど「問い」が生まれる授業に向けた指導方法の工夫・改善の取り組みを充実させる。

③ 各教科等の特質に応じた学習活動の計画的な実施（小学校）

- ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動を計画的に実施する。
- イ 児童がプログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。

④ 情報モラル指導や情報安全管理の取組の充実を図る

- ア 有害情報やメール・掲示板での誹謗・中傷など、情報化の「負」の側面への対応や個人情報の保護等について教職員自ら理解を深め、情報モラルに関する指導を行う。
- イ インターネットや携帯電話を介した事件事故を防止するため、ネット社会に潜む危険性に気付かせるとともに、不適切な情報に的確に対処できる判断力や危険を回避する態度を育成する

⑤ 情報通信ネットワークや教育用コンテンツ活用の取組の充実を図る

- ア 校内LAN等を利用し教材等の教育情報の共有化を図り、授業改善を推進する。
- イ NITS(独立行政法人教職員支援機構)や教育情報共有システム（IT教育総合案内サイト）等にある教育用コンテンツ（デジタル教材や教育実践事例等）の活用を図るための校内研修を実施する。

【施策及び研修事業】

- ・ ICTに関する出前講座の実施
- ・ 情報活用能力及び情報モラルに係る実態調査及び研修会
- ・ 電子黒板等を活用した授業改善
- ・ GIGAスクール構想実現のためのドリル教材活用研修及び実証事業 等

■ 関連資料 ■

◎『宮古島市教育情報推進計画』	宮古島市	平成30年度
◎『小学校プログラミング教育の手引き（第二版）』	文部科学省	平成30年
◎『小学校学習指導要領（平成29年告示）』	文部科学省	平成29年
◎『沖縄県教育情報化推進計画』（平成29年～平成33年）	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『【改訂版】ネット被害防止ガイドライン』	沖縄県教育委員会	平成27年
◎『教育の情報化に関する手引き』	文部科学省	平成22年
◎『学校における個人情報方針及び危機管理の策定について』	沖縄県教育委員会	平成18年
◎『IT安全管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成15年

(14) 環境教育の充実【小・中学校】

一 地球環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する資質、能力の育成 一

学校教育における環境教育では、環境教育のねらいである「持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成」を踏まえ、地球的視野で環境を大切に、地球環境の保全やよりよい環境の創造のために「自ら課題を見付け、学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力」を向上させ、生きる力の育成と結び付けていく必要がある。

そのために、地域の身近な問題に目を向ける内容で構成し、身近な場における環境保全活動から始め、地域社会等における取組へと発展させるためにも地域社会との連携を図ることが重要である。

① 学校の教育活動全体を通じた環境教育の実施を図る

- ア 各学校の児童生徒や地域の実態を踏まえ、身に付けさせたい力を明確にし、学年に応じた特色を付けたり重点化を図ったりするなどした学校独自の全体計画を作成する。
- イ 各教科、道徳科、特別活動の目標及び総合的な学習の時間のねらいとの関連を明確にした年間指導計画を作成する。
- ウ 児童会・生徒会活動等の活動計画に当たっては、児童生徒が身近な環境問題について考える場を設定し、主体的に取り組めるよう主に環境保全に関する内容を位置付ける。
- エ 日常的な取り組みを継続させるとともに、世界環境デー(6月5日)等を生かした取り組みを展開する。
- オ 環境教育のねらいを踏まえ、全職員の共通理解のもと学校の教育活動全体を通して地域の特色を生かした環境教育の充実を図る。

② 環境に関する指導内容や指導方法を工夫する

- ア 各教科等における環境に係る内容との関連を図るとともに、身近な素材や題材を扱う体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。
- イ 小学校の低・中学年においては、身近な環境の自然や文化により多く触れる機会を通して自然の美しさや大切さなどに気付かせるようにする。
- ウ 小学校の高学年や中学校においては、環境問題に関する具体的な事象を通して様々な課題を地球的規模で考え「今、私ができること」など自らの問題としてとらえさせるようにする。

③ 家庭・地域社会との連携を図る

- ア 地域の環境や環境問題等を把握し、児童生徒の発達の段階に即した地域素材の教材化を図る。
- イ 地域で行われる自然探索やクリーン活動、3R(リデュース・リユース・リサイクル)運動等への参加を促すなど実生活との関連を重視した環境教育の充実に努める。
- ウ 地域の人材や企業、消費者センター、リサイクル施設などの環境学習施設等の活用を図る。

【施策及び研修事業】

- ・エコアイランド宮古島(環境モデル都市)の推進
- ・総合的な学習における環境教育の充実
- ・CGG(クリーン・グリーン・グレイズ)運動の推進
- ・教科横断的なカリキュラムマネジメントの作成等

■関連資料■

◎『環境教育指導資料(中学校編)』	国立教育政策研究所	平成28年
◎『環境教育指導資料(幼稚園・小学校編)』	国立教育政策研究所	平成26年
◎『沖縄県環境教育等推進行動計画』	沖縄県環境部	平成26年
◎『小学生のためのおきなわ環境読本』	沖縄県環境生活部	平成23年
◎『沖縄県環境教育プログラム(中学校編)』	沖縄県環境生活部	平成17年
◎『沖縄県環境教育プログラム(小学校編)』	沖縄県環境生活部	平成16年

(15) へき地教育の充実【小・中学校】

－ 少人数の特性を生かした学習指導，合同・集合・交流学习の推進 －

へき地教育では、へき地の特性である「へき地性」「小規模性」「複式形態」を生かし、地域に根ざした創意ある教育課程を編成・実施し、主体的で創造性豊かな児童生徒の育成に取り組む必要がある。

このため、へき地の学校においては少人数・複式学級における学習指導の深化・充実を図るとともに、合同学習、集合学習、交流学习を積極的に推進し、児童生徒の自主性・社会性を育むことが必要である。

① へき地の特性を生かした体験的な学習の充実を図る

ア 地域の特性を生かし、児童生徒一人一人の実態に応じた体験的な学習を実施する。

イ 地域のよさを知るとともに、地域に誇りと愛着のもてる地域の文化、環境、歴史についての体験活動を取り入れた学習の工夫改善に取り組む。

ウ 地域と一体となった勤労体験的活動や社会体験活動を推進するため「人材リスト」を作成するなど地域の人材を積極的に活用する。

② 少人数・複式学級における学習指導の改善・充実を図る

ア 地域や学校の特性を生かし、地域に根ざした教育課程を編成するとともに児童生徒一人一人の個性や能力に応じた指導方法・指導体制の改善・充実に取り組む。

イ 少人数・複式指導における授業研究を行うとともに、それらについての成果を全職員で共有する。

ウ ICTの活用を促進し、児童生徒が多くの学習情報に接する機会を増やすとともに情報発信の機会を設定することで、情報活用能力や発表力を育成する。

エ 県立総合教育センターのへき地教育に関する実践の事例資料や「へき地・複式学級設置校赴任前基礎講座」、夏季短期研修の「小規模・複式学級担任講座」、移動教育センター講座等を活用し、指導方法の工夫・改善に取り組む。

オ 複式学級においては、当該児童生徒に未履修事項が生じないよう適切な教育課程を編成する。

③ 合同学習、集合学習、交流学习等を積極的に展開する

ア 音楽や体育等における合同学習、近隣の小規模校同士の集合学習を実施し、集団での学習の充実に取り組む。

イ 修学旅行や校外学習の機会等を利用して、他市町村や平地校との交流学习を積極的に実施し児童生徒の自主性、社会性や発表力の育成に取り組む。

ウ 近隣の幼・小・中学校と日常的に情報交換や意見交換を行うとともに、授業交流、合同授業、研修会等を強化し、実践研究の充実に取り組む。

【施策及び研修事業】

- ・「へき地・複式学習指導資料(県総合教育センター)」の活用と研修会の実施
- ・第53回沖縄県へき地教育研究大会への参加
- ・学校支援訪問の実施等

■ 関連資料 ■

◎『へき地・複式・小規模学校の実践事例集』	全国へき地教育研究連盟	平成30年度版
◎『調査研究報告書』	沖縄県立総合教育センター	平成26・27年度
◎『複式学級担任ハンドブック』	沖縄県立総合教育センター	平成19年
◎『へき地・複式学習実践資料』(第1集～第12集)	沖縄県立総合教育センター	平成10～21年

(16) 子供の貧困対策の推進【小・中学校】

一 教育の機会均等を図るための子供の貧困対策の推進 一

子供の貧困は、単に経済的な困難だけでなく子供の生活の様々な面で不利な条件が蓄積され、子供の心身の成長に影響を及ぼすほか、次世代に引き継がれることが問題とされているため、貧困の世代間連鎖を断ち切り、未来の沖縄を担う人材育成策として取り組むことが重要である。

また、保護者の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが一人一人の豊かな人生の実現に加え、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の実現にもつながるものである。

子供の貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とする子供とその家庭の実情の理解に努め、全ての子供が最低限享受すべき生活・教育の機会を権利として保障する観点から、子供のライフステージに即して切れ目なく、また個々の子供が抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する必要がある。

① 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障

- ア 児童生徒の自己肯定感を育むためには、教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の温かい人間関係を築き、子供同士が自分の考えや思い等を安心して表現できる支持的風土のある学級が必要である。そのために、生徒指導の三つのポイントを生かした授業、学びに向かう集団づくりを進める学級活動及び児童会・生徒会活動の取り組みを推進する。
- イ 全ての児童生徒の学力を保障し、社会的な自立に向けた指導が行われるよう質の高い授業実践と個々の児童生徒にきめ細かな指導を行う。

② 学校を窓口とした福祉関連機関との連携

- ア 全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、子供たちが置かれている成育環境にかかわらず教育を受けられるよう、学校における相談・指導体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制の構築を推進する。
- イ 子供のライフステージに応じて、支援を必要とする子供や子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげるSSW(スクールソーシャルワーカー)の活用を図る。
- ウ 支援が必要な家庭・児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教職員の気づきを高め共有する支援体制の構築を図る。

③ 経済的支援へのつなぎ

- ア 義務教育の段階においては、援助を必要とする児童生徒に支援が行き届くよう、保護者等に対する就学援助制度の周知に努める。
- イ 高等学校等の段階においては、高等学校等就学支援金や高等学校等奨学のための給付金事業等の周知を図り、給付型奨学金の活用を促すよう努める。

【施策及び研修事業】

- ・宮古島市子どもの貧困対策事業(ぬくもり教室)
- ・「早寝・早起き・朝ご飯」の推進
- ・個に応じたきめ細かな指導による学力向上の取組
- ・親のまなび合いプログラム
- ・「少年を守る日」「教育の日」「家庭の日」の推進
- ・家庭教育支援フォーラム
- ・SSWの配置事業

■ 関連資料 ■

◎『子供の貧困対策に関する大綱』 ～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことのない社会に向けて～	内閣府	令和元年
◎『改正子どもの貧困対策の推進に関する法律』	内閣府	令和元年
◎『沖縄県子どもの貧困対策計画【改定計画】』	沖縄県	平成31年
◎『沖縄県教育振興基本計画 沖縄の未来を拓く人づくり～【後期改訂版】』	沖縄県教育委員会	平成29年

3 令和元年度 事業実績

(1) 教育振興事業

①外国青年招致事業

事業内容・・・人材育成を目指し、英語指導助手（ALT）を市立小中学校に配置し、国際理解教育や外国語教育を推進した。

○7人体制・・・小学校5名、中学校2名

②教育相談事業

事業内容・・・幼児、児童、生徒、保護者、教師の教育上の悩み事の相談や問題行動等への相談・指導に努めた。また、問題を抱える児童、生徒に支援を行い教育指導体制の充実・地域との連携、校外支援システムの充実を図った。

○配置人員：特別支援員32名、問題行動学習支援員2名、スクールソーシャルワーカー4名、教育相談員2名

③学力向上対策事業

事業内容・・・幼児、児童、生徒の基礎学力向上のため、学力向上の対策を図った。

○市標準学力検査実施（4月）対象：小学2、4年、6年（英語のみ）、
中学1、2年

○総合質問紙調査（i-check）対象：小学2～6年、中学1～3年

○市研究指定校の導入 研究指定校：西城小・西城中・鏡原中・北小

○検定受験料補助（40%）

④教育振興事業

事業内容・・・国・県等の補助事業の積極的な受け入れにより、学校教育の振興を図った。

○スマートスクールプラットフォーム実証事業
次世代ICT環境整備に向けた実証事業（久松小中、下地小中）
○遠隔教育システム導入実証研究事業（委託事業）

(2) 小中学校教育振興対策事業

①理科・算数（数学）教育等設備整備事業

事業内容・・・理科・算数（数学）教育に関する備品の整備を行い児童の教育の充実を図った。

○小学校・・・平良第一、北、久松、鏡原、狩俣、池間、城辺、南、
福嶺、砂川、西辺、下地 以上12校

○中学校・・・平良、久松、鏡原、西辺、狩俣、下地、上野、城辺 以上8校

②要保護及び準要保護児童・生徒援助費事業

事業内容・・・就学困難な児童・生徒に係る就学奨励について、国の援助に関する法律に基づき、学習に使用する学用品費・給食費・医療費等を補助することにより、児童生徒の就学援助を図った。

○受給者数・・・小学校923名（要保護：23名、準要保護900名）

中学校465名（要保護：15名、準要保護450名）

③教育情報化推進事業（図書館管理システムを含む）

事業内容・・・情報活用能力を備えた人材育成のため、コンピューター、電子黒板等の学校教育環境整備を図った。

○令和元年度コンピューター入替実施校

小学校：東、狩俣

中学校：鏡原

○令和元年度電子黒板整備実施校

平成31年度導入の7校を除く21校、241台

④選手派遣補助金交付事業

事業内容・・・各種競技・コンクール等の県大会、県外大会への派遣費の一部を援助した。

○派遣人員・・・小学校 県内749名、県外123名 楽器移送6校

中学校 県内1,167名、県外133名 楽器移送5校

⑤魅力ある学校づくり推進補助事業

事業内容・・・児童生徒の学力向上や体力向上、豊かな心を育む取り組み等を目的とする独自の事業を計画する学校を対象に、補助金交付を行う。

○講師招聘による校内研修、授業支援、補習支援等を実施

小学校13校 中学校10校

2節 教育研究所

1 設置の目的

教育に関する専門的・技術的事項の研究及び教育関係職員の研修を行う
(宮古島市立教育研究所設置条例第1条)

2 方針

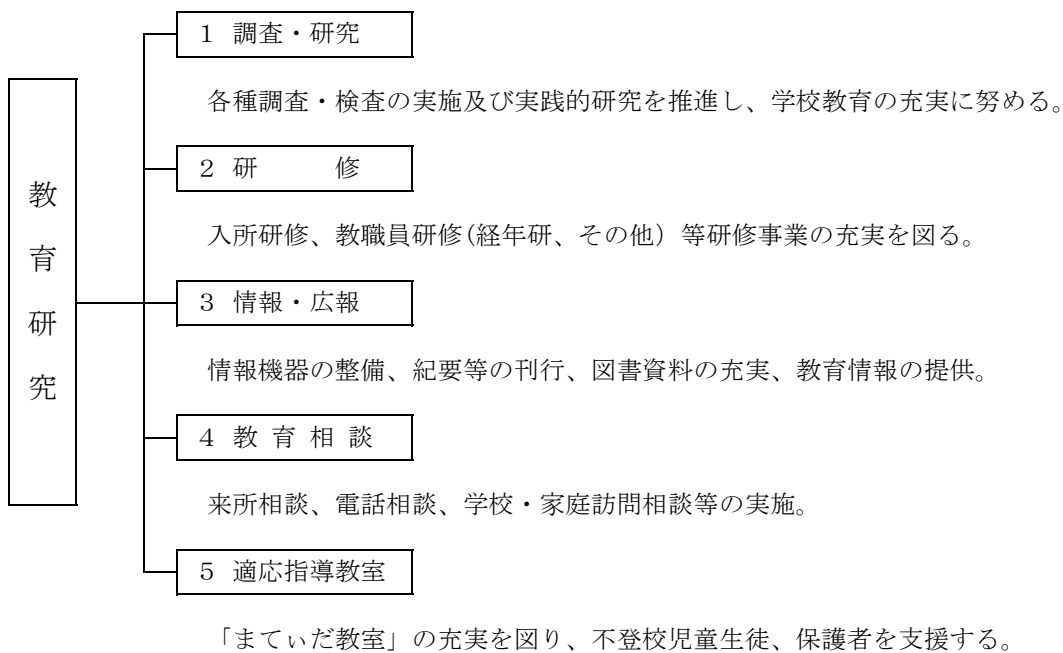
宮古島市立教育研究所は、生涯学習の視点に立って、学校教育、社会教育、家庭教育の直面している課題を積極的に取り上げ、教育実践に結びつけた教育活動の推進に寄与する。

○職員らは自らの資質を高めるように努力し、協働体制のもと、子ども・学校・保護者への援助を行う

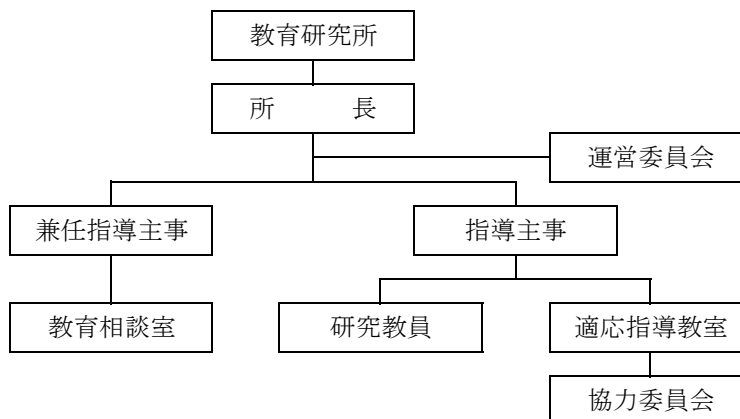
○本市の現状を把握し、教育現場のニーズにあった援助を行う。

○各教育機関との連携を図り、効果的な援助を行う。

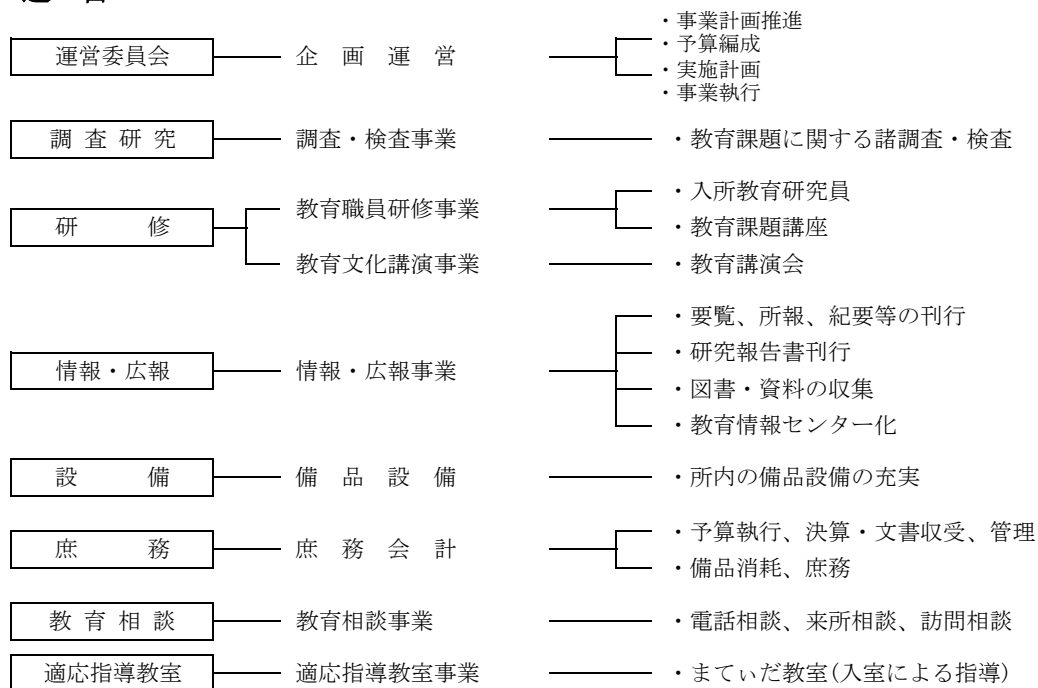
3 事業



4 組織



5 運 営



6 職員構成

職 名	氏 名	担 当 職 務
所 長	田 場 秀 樹	運営全般
指 導 主 事(兼任)	與 那 霸 正 人	教育相談室担当
指 導 主 事(専任)	座 間 味 浩 二	所務全般・適応指導教室担当
ま て い だ 教 室 指 導 教 諭	與 那 霸 直 美	まていだ教室運営
ま て い だ 教 室 指 導 員	松 本 美 智 子 下 地 洋 子	まていだ教室補佐
教 育 相 談 員	乾 麗 子 上 里 啓 美	来所相談 電話相談 学校訪問相談 家庭訪問相談

※指導講師は研究教員の研究テーマに合わせて委嘱する。

7 事業概要

(1) 調査・研究事業

① 目 的

各種調査・検査の実施及び実践的研究を推進し、学校教育の充実に努める。

② 方 針

ア 本市の現状に即した実践的な調査・研究を行い、その結果や成果を学校や教育委員会へ提供する。

イ 琉球大学教育学部および上越教育大学との連携を図り、調査・研究の専門家の助言を得ることにより、学校教育に有効なデータを提供する。

(2) 研修事業

①目的

入所研修、教職員研修、教育文化講演会等研修事業の充実を図る。

②方針

ア 研究教員は、今日の教育課題を踏まえた研修を推進し、研究と修養の理念に基づき、教育の専門家としての確かな力量と総合的な人間力を高め、資質の向上を図る。

イ 研究教員の研究は、先輩教員や琉球大学教育学部との連携を図り、研究の進め方等への助言を得ることにより、研究の資質向上を図る。

ウ 研究教員は、公開授業、報告書の作成、成果報告会により、研究の成果を教育関係者に提供する。

エ 教職員研修・教育講演会は、現場のニーズに対応し、教職員の資質の向上を図る。

③入所研修

市内の小学校・中学校教諭から年間2人、幼稚園教諭年間1人を選任する。前期及び後期の6か月間の長期にわたり入所し、それぞれの教科・領域の研究テーマで研究を行い、研究の成果を報告書にまとめ報告会で発表する。

【研修期間・募集人員】

○前期 令和2年4月1日～令和2年9月30日（幼・小・中、計3人）

④教職員研修

市内の幼稚園・公立学校の教諭等を対象に、今日的教育課題や学校課題に即したテーマで研修会を開催し、学校教育の活性化に寄与する。

⑤教育文化講演会(宮古島市教育の日関連)

市民、教育関係者を対象に教育的、文化的テーマで講演会を開催する。

(3) 情報・広報事業

①目的

ア 情報機器の整備、紀要等の刊行とインターネットを活用した情報を発信する。

イ 教育図書や県内外の教育研究資料を収集・整理し、閲覧や貸出しを行う。

②方針

ア 開かれた教育研究所を目指し、効果的な方法で研究所の事業の周知を図る。

イ ホームページを通して研究情報を発信し、情報の共有化を図る。

ウ 市内の研究指定校や県内の教育研究所等の研究紀要を収集整理し、教育関係者に提供する。

エ 研究教員報告書、まていだ教室実践報告書を刊行し、教育関係者に提供する。

オ 教育相談リーフレットを作成し、教育相談室、まていだ教室の機能を知らせる。

カ 図書資料を充実し、教育関係者の研究を援助する。

(4) 教育相談事業

①目的

宮古島市の問題行動や様々な悩みを持つ児童生徒の健全育成を支援するために必要な事項について相談を受け、児童生徒・教師・保護者の問題解決を支援する。

②方針

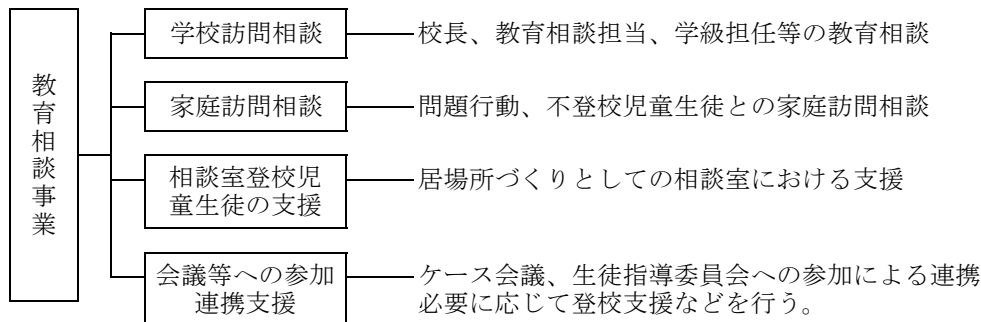
ア 相談者の意向を傾聴し、問題解決に向けて、真摯な態度で向き合い「心のふれあい」を大切にす

る。

イ 相談者のニーズにあった相談活動を行う。

ウ 相談者のプライバシー保護の観点から「守秘義務」を徹底する。

③事業の概要



(5) 適応指導教室（まていだ教室）

①目的

宮古島市の心理的要因による不登校児童生徒に対して、個々の状態に応じた援助指導を行い自立を促進し、社会性を養い、学校教育への適応促進を図る。

②方針

- ア 職員間の協働体制を大切にし、援助指導の工夫改善を行いながら不登校児童生徒への支援を行う。
- イ 安心して登室できるように温かい雰囲気をつくり、児童生徒が落ち着いて過ごせるように努める。
- ウ 児童生徒一人一人に受容的に接することで情緒の安定を図り、信頼関係を築くように努める。
- エ 相談活動、体験活動、学習活動を通して自立心を育て、原籍校への適応を図る。
- オ 学校や家庭、必要に応じて各関係機関と情報交換を密にし、連携協力して児童生徒の学校復帰を支援する。

③入室対象児童生徒

心理的要因によって登校できない宮古島市立小学校・中学校に在籍する児童生徒で、適応指導教室での入室を希望する者のうち、宮古島市教育委員会が適応指導教室における指導が望ましいと判定した者とする。

④入室期間及び入室日時

- ア 入室期間：毎年5月～翌年3月までとする。
(ただし、4月は学校復帰期間とし、入室式は5月に行う。それまでの間は仮入室の形で受け入れる)
- イ 開室曜日：月～金までの週5日間(祝祭日は休み)
- ウ 入室時間：原則として、原籍校の週時程に準ずる。
(児童・生徒の実態により対応する)
※長期休業等は、市立小中学校に準ずる。

8 令和2年度 事業計画

	行 事	入所研修	適応指導教室	備 考
4月	委嘱状交付式 琉大アドバンス事業①	研究教員入所式 オリエンテーション・テーマ検討会	仮入室	ホームページ更新(毎月)
5月	上越教育大学幼児教育セミナー	全体構想図検討会	入室願書受付 第1回入室判定会 入室式・保護者会	研究所要覧作成・配付
6月	初任者研修① 琉大アドバンス事業②		遠足 勤労生産学習 平和学習	
7月	琉大アドバンス事業③④ Zoom会議	中間報告会 検証授業	保護者会 体験学習 1学期終業式	
8月	初任者研修②(教育資源探索) 中堅研①②③(教育資源探索, 社会体験)		学習支援	LQライフスキル教育研修会
9月	琉大アドバンス事業⑤	成果報告会 第20期研究員修了式	勤労生産学習	
10月			体験学習 勤労生産学習 入室願書受付 第2回入室判定会	令和3年度(第21期) 研究教員募集
11月	琉大アドバンス事業⑥	実践授業	体験学習 勤労生産学習 ケース会議	
12月			勤労生産学習 体験学習 2学期終業式	研究教員決定
1月	琉大アドバンス事業⑦		書き初め会 勤労生産学習	
2月	琉大アドバンス事業⑧	報告書検討 研究報告書作成 実践報告会	勤労生産学習 体験学習 ケース会議	研究報告書作成
3月		研究報告書配布	勤労生産学習 遠足 退室式	研究報告書配付

【主な所内研修会】 ①研究の進め方 ②先輩研究員講話 ③テーマ検討会
④構想図について ⑤理論研究について ⑥中間報告会に向けて
⑦報告書作成に向けて ⑧研究成果報告会に向けて ⑨報告書検討会

【主な所外研修会】 ①検証授業 ②各自のテーマに沿った研修会への参加

9 令和元年度 事業実績

教育研究所運営事業

(1) 調査・研究事業

数学的な見方考え方についての調査（小中）、遠隔教育システム実証事業

(2) 研修事業

- ① 2名の長期研究教員が研究を行い、報告書にまとめ、成果報告会を開催し現場への還元を図った。
前期2名(小学校：算数、中学校：数学)。
- ② 主催研修会・夏期研修会を合計12回開催。
- ③ 琉大連携推進事業（琉大教員の招聘研修）を12回開催。上越教育大学との遠隔研修を7回実施。
- ④ 初任研、小中中堅研を実施。

(3) 情報・広報事業

要覧、成果報告書の配布、所報の発行、ホームページで情報を発信した。

(4) 教育相談事業

(相談室利用延べ人数)

相談方法等 相談者	来室相談	電話・ メール相談	訪問相談	相談室登校	登校支援	その他	合計
小学生	4		34	1			39
中学生	8	3		12			23
保護者	15	39	21				75
祖父母・親戚等	2	6	3				11
学校管理職	23	52	31			9	115
学校職員	27	182	45				254
関係機関	6	23	1			94	124
その他	13	97	1			16	127
合計	98	402	136	13	0	119	768

(5) 適応指導教室

①在室児童生徒数

※（ ）は体験入室・登校支援および見学者

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	男子	0	0	0	0	0	0	0(1)	0(1)	0(1)	1	1	1
	女子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	男子	5	5	5	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	6	6	6
	女子	1	1(2)	2(1)	2	2	2	2	2	2	2	1(1)	1(1)
合計		6	6(2)	7(1)	7(1)	7(1)	7(1)	7(2)	7(2)	7(2)	9	8(1)	8(1)

②支援結果（令和2年3月末時）

- ア 小学校・・・1名継続申請
- イ 中学校・・・1名復帰（4名卒業進学, 3名継続申請）

3節 学校給食共同調理場

1 宮古島市立学校給食共同調理場の概要

所在地：〒906-0006 宮古島市平良字西仲宗根745-13

電話：72-4241 FAX：72-3074

名 称	事 項	建築年月	施設面積 (㎡)	設備能力 (食/日)	給食提供数 (食/日)
平良学校給食共同調理場		平成13年5月	1,523	5,000	4,190
城辺学校給食共同調理場		昭和58年6月	500	800	460
下地学校給食共同調理場		平成15年3月	370	500	350
上野学校給食共同調理場		平成13年1月	327	500	400
伊良部学校給食共同調理場		平成15年5月	339	700	370

2 学校給食の目的及び目標

(1) 学校給食の目的

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを考慮し、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。

(2) 学校給食の目標

学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努める。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(3) 学校給食の定義

学校給食の目標を達成するため、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

(4) 学校給食の経費の負担

- ①学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。
- ②前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(学校給食費)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

3 学校給食共同調理場の事業

学校給食共同調理場は学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に定める目標を達成するため、次のような事業を行っている。

- (1) 宮古島市立小・中学校の児童生徒及びその他教育機関の職員の給食に関すること。
- (2) 給食物資の調達に関すること。
- (3) 学校給食の調理及び配送に関すること。
- (4) 食器、食缶の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (5) その他教育委員会において必要と認めること。

4 令和2年度 年間給食回数予定表

調理場名	給食予定日	牛 乳	パ ン	麵	米 飯	
					委託	自校
平良学校給食共同調理場	203	203	64	12	84	43
城辺学校給食共同調理場	203	203	20	20	—	163
下地学校給食共同調理場	202	202	11	11	—	180
上野学校給食共同調理場	203	203	22	22	—	159
伊良部学校給食共同調理場	203	203	28	13	—	162

5 配送状況

調理場名	配送車 (台)	配送校		備 考
		小学校	中学校	
平良学校給食調理場	4	9	7	2t車 委託
城辺学校給食調理場	2	4	3	2t車
下地学校給食調理場	1	1	1	軽貨物車 委託
伊良部学校給食調理場	1	1	1	2t車

6 給食状況

令和2年6月1日現在

調理場名	配食校数		児童 生徒数	職員	計	調理員他	合計
	小学校	中学校					
平良学校給食共同調理場	小学校	9	2,582	245	2,827	35	4,189
	中学校	7	1,184	143	1,327		
城辺学校給食共同調理場	小学校	4	232	60	292	8	453
	中学校	3	114	39	153		
下地学校給食共同調理場	小学校	2	209	19	228	8	344
	中学校	1	95	13	108		
上野学校給食共同調理場	小学校	1	256	23	279	6	400
	中学校	1	101	14	115		
伊良部学校給食共同調理場	小学校	1	210	22	232	9	368
	中学校	1	111	16	127		

7 児童生徒一人一食当たり摂取栄養量

【小学校】

令和2年5月調査 宮古島市

栄養素 (単位)	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				一食単価 (円)
						A (mg)	B 1 (mg)	B 2 (mg)	C (mg)	
基準量	650	21.1~32.5	14.4~21.7	350	3.0	200	0.40	0.40	20	231
摂取量	606	23.9	18.7	328	2.7	334	0.51	0.51	42	
充足率 (%)	93	基準内	基準内	94	90.0	167	128	128	210	

【中学校】

令和2年5月調査 宮古島市

栄養素 (単位)	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				一食単価 (円)
						A (mg)	B 1 (mg)	B 2 (mg)	C (mg)	
基準量	830	26.9~41.5	18.4~24.3	450	4.0	300	0.50	0.60	30	253
摂取量	790	31.1	24.3	426	3.5	434	0.66	0.66	54	
充足率 (%)	95	基準内	基準内	95	87.5	145	132	110	180	

4節 学校教育施設

1 施設整備の基本方針と役割

(1) 施設整備の基本方針

学校教育施設について、学校教育の基本施設である校舎、屋内運動場等の必要面積は整備されているが、老朽化の進んでいる校舎・屋内運動場の整備、屋外運動場の整備を「学校施設整備計画」に基づいて年次的に整備する。

加えて教育施設のバリアフリー化、進展する情報教育への対応や地域に開かれた学校及び生涯学習の場としての施設づくりを推進し、安全、安心な教育環境施設の充実を図るとともに、次代を担う児童・生徒の人材育成に努める。

(2) 学校施設の役割

①安全、安心な施設

学校施設は、子ども達にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件である。このため、充実した教育活動を十分に展開できる機能的な施設環境を備えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心な施設づくりを図る。

②地域に開かれた施設

学校施設は子ども達の教育施設であると同時に、地域住民にとって最も身近で、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場としても利用されている。また、地域の防災拠点としての重要な役割も担っていることから、地域に開かれた施設づくりを図る。

2 令和2年度 事業計画

(1) 城辺地区統合中学校整備事業

事業内容：西城中学校特別教室棟等を解体し、城辺地区統合中学校校舎の整備を行う。

面積：校舎：普通教室・特別教室等 一式 $A = 1,503\text{m}^2$ (文部科学省基準面積)

(2) 西辺中学校校舎改築事業

事業内容：令和3年度から4年度にかけて行う改築工事の設計を行う。

5節 学校規模適正化

1 設置の目的

児童生徒の減少に伴い、小規模校や複式学級のある過小規模校が増加しており、学校教育の目標は新学習指導要領に示されているように「生きる力」の育成にあることから、学校における教育課程の一層の充実を図る必要がある。学校規模適正化とは教育目標を達成するための教育条件の整備を推進するための施策である。施策の推進にあたっては、これまでプロジェクトチームとして平成24年度に学校規模適正化対策班が設置され、平成31年度の組織改編に伴い、教育総務課学校規模適正化対策係へと移行した。

2 学校規模適正化に関する基本的な考え方

適正化の推進にあたっては、委員会の基本方針に沿って対処していくことを基本とし、その上で複式学級の解消は喫緊の課題ではあるが、中学校の規模適正化を先行させ、一部小学校については早期の解消を図っていく。一部小学校の定義については新たに校舎等を建設する必要性がないことや、児童・保護者に比較的通学負担が少ないことが条件として挙げられる。

旧5市町村が合併して宮古島市が誕生したものの、過小規模校・小規模校が大きな割合を占めている。児童・生徒の教育環境・教育条件をより良いものに改善し、クラス替えのできる複数学級を基本とし、1学級25人から32人の児童・生徒で構成される学校規模を確立できるように適正化を進めていく。児童生徒の力・教職員の力・保護者の力・教育予算を効果的・効率的に束ね「学校力」を高め、児童・生徒の生きる力を育てる教育行政を推進する。

池間地区については、北部地区全体での統合を議論してきたところであるが、統合しても過小規模・小規模校としての課題が残ること等に鑑み、当面の措置として幼小中併置校とする。

3 令和2年度 事業計画

- ① 下地小学校・来間小学校統合
- ② 城辺地区統合中学校実施計画策定（平成30年度～令和2年度）
- ③ 城東中学校スクールバスの導入
- ④ 結の橋学園スクールバス運行管理等委託業務
- ⑤ 来間地区下地小学校・下地中学校児童生徒及び、宮原地区鏡原小学校児童送迎委託業務
- ⑥ 城辺地区中学校（城辺・砂川・西城・福嶺）閉校式

4 事業実績

（1）平成24年度 事業実績

- ① 対象12地区における基本方針素案説明会の開催
対象地区 伊良部・池間・福嶺・砂川・来間・狩俣・宮原・西辺・西城・島尻・城辺・佐良浜

（2）平成25年度 事業実績

- ① 学校規模適正化基本方針（平成25年4月一部見直し決定）について説明会の開催
- ② 来間中学校を下地中学校へ統合

（3）平成26年度 事業実績

- ① 鏡原小学校・宮原小学校統合
- ② 伊良部島小中学校統合協議会設置

（4）平成27年度 事業実績

- ① 伊良部島小中一貫校教育課程基本方針策定
- ② 伊良部島小中一貫校建設基本計画作成
- ③ 鏡原小学校児童送迎委託業務の開始

(5) 平成28年度 事業実績

- ① 伊良部島小中一貫校建設基本計画策定
- ② 城辺地区中学校統合計画策定委員会の設置
- ③ 伊良部島小・中学校の用地決定（設置条例一部改正）

(6) 平成29年度 事業実績

- ① 結の橋学園スクールバス導入計画策定
- ② 結の橋学園校章及び制服の制定
- ③ 城辺地区中学校統合計画の策定
- ④ 城辺地区統合中学校の用地決定（設置条例一部改正）

(7) 平成30年度 事業実績

- ① 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の制定
- ② 結の橋学園スクールバスの導入及びスクールバス停上屋の設置
- ③ 伊良部地区小中学校の閉校式及び結の橋学園開校式計画の策定
- ④ 結の橋学園校歌の制定
- ⑤ 城辺地区統合中学校実施計画策定（平成30～令和2年度）
- ⑥ 北部地区の学校規模適正化計画策定に関する意向調査の実施
- ⑦ 来間地区下地中学校生徒及び、宮原地区鏡原小学校児童送迎委託業務

(8) 令和元年度 事業実績

- ① 伊良部島小中一貫校結の橋学園開校
- ② 結の橋学園スクールバス運行管理等委託業務
- ③ 城辺地区統合中学校実施計画策定（平成30～令和2年度）
- ④ 来間地区下地中学校生徒及び、宮原地区鏡原小学校児童送迎委託業務
- ⑤ 北部地区の学校規模適正化計画策定に関する意向調査結果報告会
（池間・狩俣・西辺地区）
- ⑥ 学校規模適正化地域説明会（来間地区）
- ⑦ 来間小学校閉校式